

4 人口推計(児童人口)

人口推計結果を児童人口で見ると、0～17 歳いずれの年齢においても減少傾向となっています。

平成 29 年で0～2 歳児は 226 人（H21 年 3 月 31 日現在 271 人）、3～5 歳は 267 人（H21 年 3 月 31 日現在 305 人）、6～8 歳は 298 人（H21 年 3 月 31 日現在 344 人）、9～11 歳は 307 人（H21 年 3 月 31 日現在 353 人）、12～14 歳は 334 人（H21 年 3 月 31 日現在 370 人）、15～17 歳は 348 人（H21 年 3 月 31 日現在 428 人）となる見込みです。

児童年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～2歳合計	3～5歳合計	0～5歳合計
平成21年3月31日	88人	81人	102人	95人	97人	113人	271人	305人	576人
推計人口	平成22年	82人	93人	82人	107人	98人	257人	302人	559人
	平成23年	82人	87人	94人	86人	108人	263人	292人	555人
	平成24年	79人	87人	88人	98人	88人	254人	295人	549人
	平成25年	78人	84人	88人	92人	100人	250人	280人	530人
	平成26年	76人	83人	85人	92人	94人	244人	286人	530人
	平成27年	74人	81人	84人	89人	94人	239人	277人	516人
	平成28年	72人	79人	82人	88人	91人	233人	273人	506人
	平成29年	69人	77人	80人	86人	90人	226人	267人	493人
児童年齢	6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児	6～8歳合計	9～11歳合計	6～11歳合計
平成21年3月31日	113人	123人	108人	121人	116人	116人	344人	353人	697人
推計人口	平成22年	117人	113人	122人	109人	121人	352人	346人	698人
	平成23年	101人	117人	112人	123人	109人	330人	353人	683人
	平成24年	103人	101人	116人	113人	123人	320人	345人	665人
	平成25年	114人	103人	100人	117人	113人	317人	353人	670人
	平成26年	92人	114人	101人	101人	117人	307人	331人	638人
	平成27年	104人	92人	113人	102人	101人	309人	320人	629人
	平成28年	98人	104人	90人	114人	102人	292人	317人	609人
	平成29年	98人	98人	102人	91人	114人	298人	307人	605人
児童年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～14歳合計	15～17歳合計	12～17歳合計
平成21年3月31日	113人	123人	134人	117人	157人	154人	370人	428人	798人
推計人口	平成22年	117人	113人	123人	132人	116人	353人	406人	759人
	平成23年	117人	117人	113人	121人	131人	347人	369人	716人
	平成24年	122人	117人	117人	111人	120人	356人	363人	719人
	平成25年	110人	122人	117人	115人	110人	349人	346人	695人
	平成26年	124人	110人	122人	115人	114人	356人	340人	696人
	平成27年	114人	124人	110人	120人	114人	348人	349人	697人
	平成28年	118人	114人	124人	108人	118人	356人	341人	697人
	平成29年	102人	118人	114人	122人	107人	334人	348人	682人

第4章

計画の基本的考え方

1 基本理念

前期計画策では、子どもは社会の「宝」であり、次代を担っていく希望の光です。すべての子どもが幸せを感じ、成長する中で夢を抱き、豊かな人間性を形成できる環境を築くことはとても重要なことです。地域住民同士の関係の希薄化が進む現代社会において、子どもたちを地域全体で見守り、子どもがあいさつや良いことをしたときには褒めてあげる等、長所をのばし、困っていたり、良くないことをしたりしたときには、地域の大人たちが手を差し伸べ、相談や注意をし合う温かさのある佐川町をめざし、子どもたちが郷土を愛しながら、心身共に健やかに育つことができるよう、『未来を担う世代を、地域全体で育てあうまち さかわ』を基本理念として取り組んできました。後期計画においても引き続きこの基本理念を掲げ、さらに住民の皆様と一緒に取り組んでいきます。

『未来を担う世代を、地域全体で育てあうまち さかわ』

2 計画の目標

○ **すべての子どもが安心して幸せに育つまちづくりを推進します。**

子どもの人権と生命が尊重される環境を大人が守り、佐川町のすべての子どもがいきいきと安心して幸せに育つことができるまちづくりを推進します。

○ **地域全体で子育てを支援するまちづくりを推進します。**

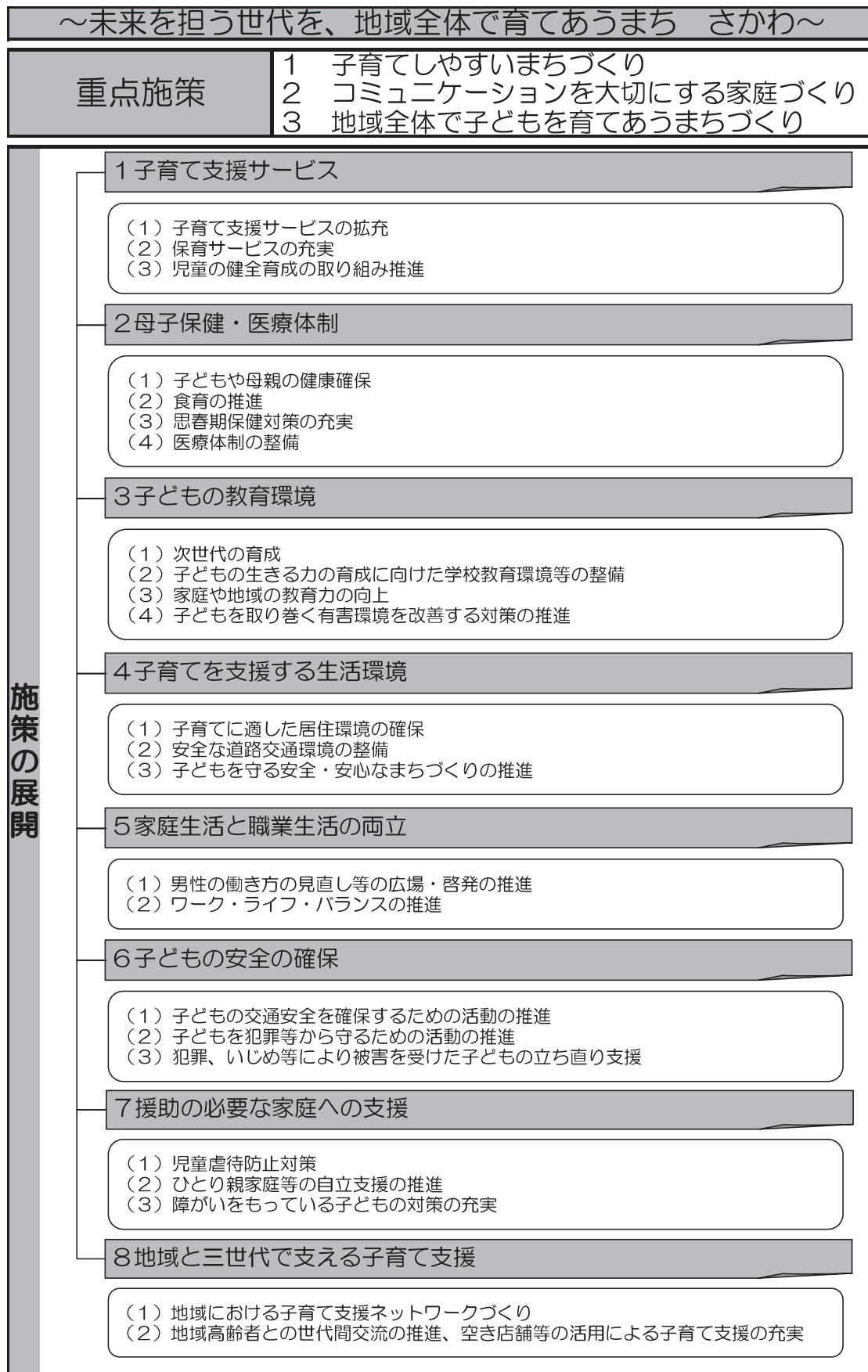
地域社会は社会教育の場です。その中で、人とふれあいながら子どもは育ちます。また、地域社会も子どもによって活性化されます。

かけがえのない佐川町の子どもたちの成長を地域社会全体で見守っていけるよう、行政のみでなく関係機関と地域の方々との連携を一層密にし、地域が一体となった子育てに取り組めます。

○ **すべての親が子育てを楽しめるまちをめざします。**

核家族化や少子化が進むことによって、子育て家庭が孤立化することが懸念されます。子育てを通じて大人同士がつながり、親自身も育つことができ、子育てに楽しさと喜びを感じられるまちをめざします。

3 施策の体系



ニーズ調査結果や現状及び課題を踏まえ、後期計画において重点的に以下の施策に取り組みます。

1 子育てしやすいまちづくり

全国的に少子化傾向が進む一方で、社会・経済状況の変動や勤務形態・勤務時間帯の多様化等により、保育需要は質・量ともに拡大しています。

そこで本町では、ニーズ調査結果で特にニーズの高かった保育料の軽減と一時預り事業と病児・病後児保育事業の充実を図るとともに、地域の人々・団体との連携・協働による子育て意識の高揚や体制の整備、国・県との連携により、子育てしやすい就労環境づくりに向けた企業への働きかけ等を行っています。

2 コミュニケーションを大切にする家庭づくり

“食”は、生涯を通じて欠かせないものであり、生命を成り立たせ、健康を維持するために非常に重要なものです。

しかし、近年社会経済情勢や家庭環境の変化、ライフスタイルの多様化によって、わたしたちをとりまく食環境も大きく変わってきました。これらの変化に伴い、“食”をめぐる現状として、肥満や生活習慣病の増加、不規則な食事、偏食、食の安全や伝統的食文化の危機等のさまざまな問題が生じており、「健全な食生活」が失われつつあります。このことは、食の問題にとどまらず、他の人とのコミュニケーションが上手にとれない子どもが増えていることにも影響を及ぼしています。コミュニケーションの基礎は家庭で培われ、家族との会話が楽しいと感じるところから社会性は芽生えていきます。

そこで本町では、家族前って食事をし、食を通して会話やコミュニケーションをとることによって、豊かな精神や人間性を育むことという意識や、食と健康の正しい知識などが得られることの重要性を周知するとともに、具体的な取り組みの一例として、テレビやゲーム、DVDなどに子守りをさせないで、1日のうちテレビなどを消す時間帯を設けるといった「ノーテレビデイ」の取り組みを推進します。

また、地域の「食」を知ることは、「食」を通して地域を知ることです。地域の特徴（よさ）を知ること、地域への愛着を深め、次世代の育成に繋がるよう、地産地消の取り組みを推進します。

3 地域全体で子どもを育てあうまちづくり

地域社会は教育の場です。その中で、子どもは地域とふれあいながら育ちます。また、地域社会も子どもによって活性化します。

かけがえのない佐川町の子どもたちの成長を地域社会全体で見守っていきけるよう、行政が基軸となりながら、家庭、保育所（園）、学校、地域、各種関係機関の方々が連携を一層密にして、地域が一体となった子育てに取り組めます。

また、より良い子育てしやすいまちづくりをめざすには、親の役割を大切にしながら、「みんなでほめる、叱る、育てる」ことができるよう大人の意識改革を図り、子どもと共に親・大人が成長していくことが必要です。ボランティア活動への参加などで、子育てに関わる子どもや大人のつながりを強め、また、広めながら、ともに成長できるよう、様々な地域の活動を推進します。



1 子育て支援サービス

核家族化や就労環境の変化により、子育て家庭への支援の需要が高まっており、利用者の生活実態をふまえた子育て支援サービス体制を整備することが急務となっています。今後、多様なサービス需要に応じて、広く住民が利用しやすいサービスの充実に努めます。

(1) 子育て支援サービスの充実

子ども手当（児童手当）、乳幼児医療費助成事業などの経済的支援を拡充させるとともに、地域子育て支援センターや各民間団体が連携することで、子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる体制の充実に図ります。また、ブックスタートの取り組みなどを通じ、親子の関係づくりを支援していきます。

① 地域子育て支援センター事業

町内には現在、地域子育て支援センターが1箇所あります。海津見保育園が町の委託を受けて指定園となり、地域の子育て家庭に対する相談指導や子育てに関する情報提供・地域における特別保育事業等の普及促進を加茂住民センターで実施しています。健康福祉センターかわせみや地域に出向いての出張相談、乳幼児健診への支援なども行っています。地域社会の変化に伴い、乳幼児の虐待や母親の孤立化など、より深刻な問題が多くなっており、さらに内容の充実に努めています。

「地域子育て支援センター事業」の様子



② 子育て短期支援事業(ショートステイ)

児童擁護施設「白蓮寮」や「聖園ベビーホーム」にて、保護者の疾病・出産・恒常的な残業・休日出勤等の事由より子どもの養育が一時的に困難となった時、または経済的な理由により一時的に母子の保護を要する時などに、一定期間子ども又は母子の養育及び保護を行っています。現在のところ、利用者は多くはありませんが、今後は様々な社会的要因によりニーズが高まることも予想され、予算の確保とともに、制度の周知に努めていきます。

③ 子ども手当

国の制度改正に基づき、従前の児童手当に代わり、15 歳以下の子どもを養育している保護者に子ども手当を支給します。支給額は、初年度の平成 22 年度は月額 1 万 3 千円、翌年度以降は月額 2 万 6 千円となる予定ですが、国の制度によっては支給額等が変更になる場合もあります。

④ 乳幼児医療費助成事業

小学校卒業までの子どもを養育している保護者に対して、医療費保険適用の自己負担分を補助しています。本町においては、県制度に上乗せして対象年齢を引き上げるなど、独自に制度を拡充して事業を実施しています。今後も、当面は現行の制度を維持しながら、県内市町村の動向等を考慮し、必要に応じて制度の充実を図っていきます。

⑤ ブックスタート事業

ブックスタート事業とは、すべての赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験と一っしょに、絵本を手渡す活動です。乳児健診事業（後述）時に読み聞かせを行い、絵本を配布しています。

⑥ 保育料の軽減

多子世帯に対する保育料の軽減策として、第 3 子以降の 3 歳未満の子どもについて保育料の無料化を行います。

また、保育料階層区分を変更し、保育料の軽減を図ります。